

社会福祉法人出雲市社会福祉協議会  
福祉団体等活動助成金交付要綱内規

(趣旨)

この内規は、社会福祉法人出雲市社会福祉協議会（以下「本会」という。）福祉団体等活動助成金交付要綱の別に定める事項を定めるものとする。

(助成対象外となる主な経費)

- (1) 飲食費 弁当代、アルコール代等参加費で賄うべき飲食費
- (2) 入館料 団体の構成員に対する入館料、入場料
- (3) 参加費 団体の構成員に対する大会参加費、研修会参加費、受講料
- (4) 材料費 販売を目的として作成する物品の材料代、個人に帰属する物品の材料代
- (5) 再配分・再助成 団体内の地区組織等への助成金の再配分・再助成  
ただし、地区組織ごとの申請書を一括申請した場合は対象とする。

(助成対象経費の制限)

- (1) 賃借料 マイクロバス等借り上げ料は5万円を上限とする。
- (2) 材料費 飲食を伴う事業の食材料代は1/2まで対象とする。

(補則)

この内規に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が定める。

付 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

この内規は、平成24年4月1日から施行する。